

乳児院から、家庭へ引き取られる状況のない乳児について、児童相談所に措置変更のための判定依頼を行う。あわせて、保護者に児童相談所へ行くよう促す。この時点で、養護へ乳児院から情報が入る。

児童相談所は、判定のための乳児院訪問と保護者の意思確認を行う。

③施設訪問

ここ数年は、年に1回、児童調査票に基づいて、児童相談所のワーカーと担当職員が子どもについて話し合う機会を持っている。それ以前は、施設監査時に子どもの生活状況を伝えていた。

児童自立支援計画書は特に作成していない。

4. 年齢枠をはずす条件

年齢枠をはずすことは基本的には難しい。また、乳児を分けてきた歴史的経緯には必然的な理由があり、歴史の流れの中で現在の形態に淘汰されてきた。

<難しい理由>

乳児院では、何より“生命にかかわること”を第一番目に考える。乳児の衛生面、発達の保障、危険の排除が大切。せめて自分で歩いて、自分で危険を察知できる状態でなければ無理。よって発達年齢で分ける必要がある。

基本的な生活形態、生活リズムが違う。例えば食事にかかる時間にしても、小3年頃までは遊びながら食べるから遅い。一人で食べはじめる幼児までは無理。また、養護施設のように、「おやすみ」と「おはよう」を言う職員が違うのは、養護に連続性がもてない。

児童集団の難しさがある。年長児は最初はかわいがるが、1～2ヶ月たつて仲間になってくると、自分ができることを小さい子ができないと許せなくなってくる。異年齢集団では、特に中学生が感情コントロールがきかなくなると小さい子どもにあたることもある。また、小さい子は上の子の真似をするので悪いこともおぼえる。

職員も、高齢児が多いと、手はかからなくても精神的に目をかけるため、精神的疲労度は段違いで強い。

養護の一貫性を考えた場合の年齢枠・メリット

一貫していたほうがよい。同一敷地内に乳児院のあるので、乳児院だけ、養護施設だけというケースはわからない。

乳幼児が一緒という考え方もある。3歳を過ぎると年長児が好き。年上児を目指す年齢になると、一緒にいたほうが発達を促進する。

きょうだいのような世話

①職員

②施設設備等

乳児の命を守れることを第1条件とした職員配置・施設設備が必要。

現状の人員配置では当然無理であるし、増えたとしても難しい。理由は上記の通り。乳幼児グループは、宿直でも、実質的には夜勤状態。

看護婦の配置がなければ、発達の看護の手当てができない。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

現状では、園長もしくは、長期職員、主任職員ならば保護者とうまく関係が取れるよう

になる。

役割としては外泊、面会の調整、親子関係の調整、子の成長の一旦担うことになる。親が施設にすることが前提。ただ、家庭訪問するとその子の家のことがわかる。

5. 他の施設からの入所児童の事例で処遇困難事例を1～2お教えてください。

他の乳児院からの措置変更はほとんどない。

6. 貴施設の特徴的な点

幼児が多い。

小舎的形態：男女混合縦割り。小グループのなかで一日が完結できる。

家庭相談センターを平成8年より開設。専従相談員1名と心理職2名（乳児院に籍をおき養護施設の指導員を兼務）。家庭への介入が難しい。

<法人31>

・乳児院

1. 過去3年間の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合

合計8名。47%。他の退所乳児は家庭引き取りまたは里親措置。

②保護者や児童の特徴

親：経済的困窮

母親の精神疾患、入院等が多い。

母親の年齢が高齢（30代後半から40代）かまたは20歳未満。

多子（3から4名）ケースが多い。

子ども：情緒的不安定

発達の遅れが目立つ

0歳での入所が多い（病院からそのまま入所する0ヶ月児や2～3ヶ月）

②平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

入所年齢が早いこととあわせて、家庭環境が整わないための長期在籍が多い。

③長期的養護が見込まれる場合には同一施設内児童養護施設への措置変更が前提か前提とはいえない。

同法人の児童養護施設に空きがあまりないため、きょうだい措置されている場合は前提にしているが、いない場合は他の施設へ。

脳性マヒ等の障害のある子どもは専門施設へ。

④引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児相との引継）

児童相談所主導型。

児相から問い合わせがあり、家庭状況（面会状況等の情報）の調査がされる。

子どもの発達検査のために児童相談所から担当ワーカーと心理判定員がくる。

ほとんどの子どもは2歳の誕生日の前日に措置変更先の施設へ移る。措置変更の基準はあくまでも年齢。遅れ等があっても2歳半まで措置延長が必要かと思われるケースもかるが、なかなか認められる状況にはない。現在の措置延長ケースは、アトピーの状態がきつい子と遅れの顕著な子。引き取りが明確な場合は措置延長される。

<施設間>

同一の建物の中に2つの機能（乳児院と養護施設）をもっている利点を活用し、入所期間中の一貫した養護を目指している。2歳を過ぎると上（養護）で生活するという意識を子どもが持っていく。養護に移った後も、泣いて降りてきてしまうことがあるが、子どもにとっての逃げ場所、安全な場所（不安のない場所）として大切にしよう意識している。合同職員会議で話し合いを持っている。養護にあがるとお姉さん、お兄さんになった気分になる。

乳児院内で混合保育（保育ルーム）を実施しているため、養護施設の幼稚園入園前の幼児と乳児院の乳児の交流が日常的にあり、よくなれている。

同一法人の児童養護施設へ措置変更されるとわかると、慣らし期間を設ける。慣らし期間は、その子どもの発達年齢や状態にあわせてもつ。移動の決まっている居室に遊びに行ったり、食事を一緒にしたり、1～2回の外泊を行って慣らす。

⑤保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

児童相談所が一切を行っている。2歳の誕生日を迎える1ヶ月以内に、児相が保護者へ連絡し、説明する。

2. 他施設に措置変更された児童について

①その理由（保護者や児童の特徴を含む）

他の施設に姉がいたために措置変更。

家庭養護促進協会から里親委託。

脳性マヒの子どもが県の療育センターへ措置変更。

②引継の方法（当該児童養護施設との引継、児相との引継）

児童相談所については同じ。

<施設間>

基本的には書類によって行っている。ただし、近い場合は事前訪問。

特別な病歴等について措置施設から電話での問い合わせがあることもある。

措置施設へ同行することはない。園で別れて、児相の担当職員が連れて行く。

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

児童相談所が行う。

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

特にない。

年に1回、5月に開催される「鯉のぼりの集い」で全施設が集まった時に様子を聞きいたり、子どもに会ったりするが、子ども自身は忘れていくことが多い。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流状況等）

心情的には気になるが、養護の部屋に慣れるよう、声かけを控えたりしている。
玄関が一緒なのでそこで会ったりはする。

子どもは自然に遊びに来たりしているが、養護の保母が迎えに来ると戻って行く。子どものほうが小さいなりに自覚している。

②その後の保護者との関係

養護の職員に任せている。
親を見かければ挨拶はする。

③施設・職員間の連携

処遇上で難しい問題がある場合は、毎月1回の合同職員会で議題にとりあげる。
普段は担当者同士が話し合っている。

4. 児相との連携

①事前打診の有無

児童相談所から問い合わせがくる。

②保護者との連絡等の役割分担

児童相談所：措置変更等の説明

乳児院：子育ての方法(ミルクの量)、病歴等を保護者からきく。

1歳を超えてわかる場合は、入所1ヶ月は、面会を遠慮してもらう。

③施設訪問

児童相談所の担当者は入所時と退所時のみ訪問。しかし、3年サイクルで変わるため、入所時と退所時の担当が違う場合があり、子どものことがわからない。また、職員も児相の担当者がわからない。そのため、相互の顔つなぎをしようということで会を予定中。

県と政令指定都市とは違う。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

本施設では、一貫して育てることが夢で、一元化が始まっている。

2歳で養護へあがった場合、トイレットトレーニングなど大変。また中高生と一緒にでは大変。

養護は職員数が少なすぎる。

乳児院と児童養護施設の相互の利点を活かして専門職配置を増やす。

例：看護婦、心理職、ファミリーソーシャルワーカーの配置

②施設設備等

現行制度の中では、本施設はモデルになっていると思う。

調理は両施設で一つ。利点として、職員を多く置ける。休みのローテーションが取りやすい。ゆとりがあるとおいしい食事がつくれる。

洗濯場も共有。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

児童相談所は動かないので、家庭調整をもっと強くすすめる。

親と連絡が取れない場合や遠方の場合は児童相談所を使う。

子どもと親の距離を縮める役割。

平成7・8年頃から虐待ケースの増加。約35%。その場合の親の指導や誰がするか。親への接近方法はどうするか。性的虐待ケースはシャットアウト。

6. 他施設へ措置変更がなされた事例及び同一法人敷地内児童養護施設へ移行した事例のなかから処遇困難ケースを1～2お教えてください。

特になし。

7. 貴施設の特徴的な点

同一建物の中に2つの機能（乳児院と児童養護施設）をもっていることを最大限に活用し、0歳から入所期間中の一貫した養護ができる点。

施設の多機能化

地域交流会：毎月曜日

自由解放日：第3木曜日：地域の人が自由に訪問

お母さんのためのクッキング教室

子育て相談：電話と来所

ショートステイ：活用数は措置児童数より多い。24時間対応で、基本的には予約制にしているが駆け込みケースもおおい。また、活用中の育児相談。

病児保育。

院内保育

院内保育のための嘱託保育士を雇い、養護（幼稚園入園前）の幼児と混合保育を実施している。子ども同士の自然な交流ができる。

・児童養護施設

1. 同一敷地内乳児院からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴

定員45名、在籍児童45名。うち19名が乳児院からの措置変更。

他の乳児院からの措置変更は3名(うち2名がきょうだい)。同じ町内に乳児院があるので交流がある。

②退所後（これは過去3年に限らない）の動向

家庭引取りが多い。高卒後の就職自立でも、いったん家庭に帰って就職した形をとるため。

③保護者との関係

特に問題はない。

乳児院から親の特徴の情報が入ってくる。

季刊紙を子どもの実名入りで保護者向けに発行。

手紙も電話もフリー。

親が乳児院との処遇の差に戸惑うので、移る時は十分に説明する。

④乳児院との交流

乳児院参照

月1回、合同職員会をもっている他、行事も合同で実施している。また、同じ建物内（事務所や厨房が一緒、園内保育）の利点で、職員間の自然な交流がある。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差異

特に差はない。

同町内に乳児院があり、そこからくる子については、散歩に途中で会ったり、行事参加で交流がある。しかし、適応のための時間がとれないので、自然な形での受け入れができない。そのため、養育者が不自然な形でかかわるので子どもがしんどい。

②処遇で配慮すること

それほどない。また、乳児院からでも家庭からでも子どもに違いを感じたことはなく、基本的には同じ。

③措置元乳児院との連絡調整

あまりない。児童相談所からの一方的な連絡。

打ち合わせ会はなく、養育記録がくるのみ。場合によっては電話で問い合わせをすることはあるが、乳児院からの連絡はない。

3. 児相との連携

①事前打診の有無

児童相談所から空きがあるか確認があって、判定会議で措置変更の決定があると乳児院に連絡。

②保護者との連絡等の役割分担

児童相談所が保護者の意向確認。

③施設訪問

年1回、児童状況調査に基づく施設訪問。

問題ケースがある場合は訪問してもらう。

児童自立支援計画書については、担当ワーカー自身がケースを理解していないため、児童相談所は何ができるかを明記させる。

今年から、担当ワーカーとのケース会議を年3回くらい持つ予定。

4. 年齢枠をはずす条件

①職員

②施設設備等

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

乳児院と共通

5. 他の施設からの入所児童の事例で処遇困難事例を1～2お教えてください。

処遇困難児童への対応

ボーダー児の増加。

被虐待児のあらわす粗暴な態度等の行動上の問題や心理的問題への対応
親の問題

精神疾患（躁鬱、分裂）がかなりの数にのぼり、入退院を繰り返す。

それに貧困が絡むため難しい。

6. 貴施設の特徴的な点

現在、一元化のシステム作り中。

ボランティアの活用が盛ん。5年生以上の児童に学習ボランティアの名目でメンタルフレンドを一人つけている。

ピアノ、習字などの外での習い事。

職員とバンドを組んでいる。

バザー（参加者 500 名規模）を開催し、地域との交流。

*** 以下、郵送による調査**

< 法人 3 2 >

・ 乳児院

1. 過去 3 年の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

① 実数および入所児童との割合を教えてください

- ・ 14 名 45.2%

② 保護者や児童に特徴がありましたら教えてください

- ・ 母親病気（精神病）
- ・ 未婚の母

③ 平均在所日数は他の児童と比較して長いですか

- ・ 長い

④ 長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提となっていますか

- ・ 必ずしもそうとは限らない（兄弟が他の施設に入所している場合、同じ施設に変更になることが多い）。

⑤ 引継の方法はどのようにされていますか（同一敷地内児童養護施設との引継、児童相談所との引継について教えてください）

- ・ ならし保育（養護に毎日短時間ずつ遊びに行き、他の児童や養護の雰囲気慣れるように、少しずつ時間を延ばし、食事や入浴も経験する）をしながら、養護への措置変更をする。

⑥ 措置変更について保護者への説明方法はどのようにされていますか（どの機関施設が、どの時期に行っていますか）

- ・ 児相で行なう

2. 他施設に措置変更された児童について

① その理由について、保護者や児童の特徴を含めて教えてください。

- ・ 児童が肢体不自由児で病弱でもあり、肢体不自由児施設に措置変更
- ・ 兄弟が他の養護施設に居たため、同施設へ変更

② 引継の方法はどのようにされていますか（該当児童養護施設との引継、児童相談所との引継について教えてください）

- ・ 担当職員と一緒に児相のケースワーカーとともに連れて行く
- ・ 生活状況等を記し持っていく

③ 措置変更について保護者への説明方法はどのようにされていますか（どの機関施設が、どの時期に行っていますか）

- ・ 児相の方で行っております

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無についてはどうですか

・担当職員は、度々様子を伺いに面接に行っています

3. 同一敷地内児童養護施設に措置変更された場合について

①その後の児童との関係（交流等）について教えてください

・毎日顔を会わせる距離にあるので、最初は姿が見えると泣いたりしていますが、すぐに慣れるようです。休日に一緒に外出したり、また外泊することもあります

②その後の保護者との関係について教えてください

③施設・職員間の連携について教えてください

・毎朝朝礼して一緒にし、子どもたちの様子を伝えます

・月に一回は職員会議、話し合いの場を設けています

・月に二回、運営委員会を各ブロックリーダーで行い、処遇面での話し合いを行ないます

4. 児童相談所との連携について

①措置変更についての事前打診の有無はどうですか

・心理判定を行ないます

②保護者との連絡等の役割分担はどのようにされていますか

・担当職員が行ったり、主任、リーダーで行なうこともあります

③施設訪問についてはどのようにされていますか

・その都度、何か問題や用事が生じた時にお願ひし訪問しています

・年一回は児相と施設の職員により入所児童のケース（家族について等）について会議を行ないます

5. 年齢枠をはずす条件について

①職員の面ではどのようにお考えですか

・乳幼児施設が必要（乳児で年齢の高い児と、養護の未満児と一緒に養育する）

②施設設備等についてはどうですか

・今の乳児院内では無理。もっとそれぞれの年齢に応じた施設が必要と思います

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性についてはどのようにお考えでしょうか

・入所した子どもたちが少しでも早く家庭に帰れるよう、家庭環境や親の指導、調整、援助が必要であると思います

6. 他施設へ措置変更なされた事例及び同一法人敷地内児童養護施設へ移行した事例のなかから処遇困難ケースがありましたら、1～2お教え下さい

・特にありません

・児童養護施設

1. 同一敷地内乳児院からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴を教えてください

児童の傾向は、社会問題を反映して被虐待児が多い。保護者は若年化傾向、または精神疾患を抱えた方が多い。

②退所後の動向について教えてください

社会適応性に乏しい児童が目立ってきたように感じる。

③保護者との関係について教えてください

関係修復困難なケースが多い。また、親自身の社会適応性が低いケースが多く、家庭復帰が困難という現状である。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差異はありますか

ケースとしては少ないが、差異はそう感じない。

②処遇で配慮することがあれば教えてください

家族との繋がりが薄いケースが多いので、職員とのラポールの形成に力を注ぐ。

③措置元乳児院との連絡調整はどのようにされていますか

- ・各ケース毎に、直接担当職員の引継ぎ
- ・乳児、養護のブロックリーダー、指導員、管理職が参加しての「運営委員会」を隔週で開催

3. 児童相談所との連携について

①措置変更について事前打診の有無はどうか

相談所によって対応は異なるが、基本的に事前打診は行なっている。施設主導であることが多い。

②保護者との連絡等の役割分担はどのようにされていますか

日常的な繋がりは施設の方が深いため、処遇方針の変更や措置に関することは児相が行なうというケースが多い。

③施設訪問についてはどのようにされていますか

- ・施設からの要望地、心理判定の依頼等があれば、ワーカーが来園することがある。
- ・年に一回、施設での連絡協議会を開催している。

4. 年齢枠をはずす条件について

①職員の面ではどのようにお考えですか

年齢以外の枠で、何らかの基準を設けることは難しいだろう（例えば、発達という枠となると、基準設定が厳しい）。職員定数の問題もあり、増えるに超したことはないが、どうだろうか。

②施設設備等についてはどうか

発達段階的に、生活全般において注意するポイントが、年齢によって違うので、年

年齢相応の対応が可能なハード面が確保できれば問題ないと思う。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性についてはどのようにお考えでしょうか
年齢に関係なく、充実させねばならない領域だと思われる。

5. 他施設からの入所児童の事例で処遇困難事例を1～2お教えてください

- ・前虚弱児施設からの入所児童の、医療的対応のためのマンパワー不足
- ・児童自立支援施設からの入所児童の、反社会的行動等

6. 貴施設の特徴的な点があればお教えてください

- ・特別なと思います。
- ・今後、児童家庭支援センター、地域小規模施設、被虐待児治療棟（プレイルーム等）を設置予定。

<法人33>

・乳児院

1. 過去3年の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合を教えてください

	同一施設内	他の児童施設	家庭復帰	里親委託
平成9年度（暫定28）	3	4	4	3
10年度（暫定24）	6	3	8	0
11年度（暫定29）	7	5	3	0
（定員35）				

②保護者や児童に特徴がありましたら教えてください

特に特徴はありません

③平均在所日数は他の児童と比較して長いですか

特に長いというわけでもありません

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提となっていますか

基本的には、県内に乳児院が1ヶ所ですから、そうではありません。大体、出身地内の施設への変更を児相は考えますが、保護者が子どものことを考え、同一敷地内を希望する人が多い。また、となりに兄弟がいる場合は、当然そうなります。

⑤引継の方法はどのようにされていますか（同一敷地内児童養護施設との引継、児童相談所との引継について教えてください）

特別ケース、疾病、問題を持った児童については、慣らし保育を行っている。児相職員は措置費施設へ同伴する。

⑥措置変更について保護者への説明方法はどのようにされていますか（どの機関施設が、どの時期に行っていますか）

健康児であれば2歳前に、児相がまず行い、それから当院が行なう。

2. 他施設に措置変更された児童について

①その理由について、保護者や児童の特徴を含めて教えてください。

児童擁護施設以外

・日常生活で医療行為が主なる児童については児相へ相談し、児相職員が保護者へ説明。その後、乳児院が詳しく説明する。

・リハビリが主となる児童についても上記と同様。

・他の児童養護施設への変更は、児相の管轄内施設変更となる。

②引継の方法はどのようにされていますか（該当児童養護施設との引継、児童相談所との引継について教えてください）

担当養育者が児相職員とともに行き、引継を行なう。

③措置変更について保護者への説明方法はどのようにされていますか（どの機関施設が、どの時期に行っていますか）

1の⑥に同じ

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無についてはどうですか
施設の意向、同意を得て訪問を行なっている。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置変更された場合について

①その後の児童との関係（交流等）について教えてください

特に関わりを持つような努力はしていないが、園庭で声かけなどする。

②その後の保護者との関係について教えてください

特別には行っていない。

③施設・職員間の連携について教えてください

生活形態が違うので特別交流はしていないが、合同運動会はしている。

4. 児童相談所との連携について

①措置変更についての事前打診の有無はどうですか

当院側から打診したり、その逆であったりしている。

②保護者との連絡等の役割分担はどのようにされていますか

特別な保護者をのぞき、当院が行なう。児相に委ねる人もいる。

③施設訪問についてはどのようにされていますか

2の④に同じ

5. 年齢枠をはずす条件について

①職員の面ではどのようにお考えですか

具体的にはまだ考えていない。

②施設設備等についてはどうですか

現在検討中

- ③ファミリー・ソーシャルワークの可能性についてはどのようにお考えでしょうか
よいと思う。

6. 他施設へ措置変更なされた事例及び同一法人敷地内児童養護施設へ移行した事例
のなかから処遇困難ケースがありましたら、1～2 お教え下さい

他施設：1. 無呼吸発作→医療関係施設へ

2. 常時理学療法を必要とする→子ども療育センター
(硬膜出欠・てんかん)

児童擁護施設：虐待による処遇困難児→数名

・児童養護施設

1. 同一敷地内乳児院からの措置変更児童について

- ①保護者や児童の特徴を教えてください

保護者→養育困難が多い。理由として、身体的虐待、ネグレクトの為

- ②退所後の動向について教えてください

家庭引取りはほとんどなく、高卒後、施設から就職するのが普通だったが、最近は
短大や大学に進学する児童が増えつつあることは嬉しい傾向です。

- ③保護者との関係について教えてください

行事、その他の用件に応じて連絡を取るよう努めている

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

- ①同一敷地内乳児院からの児童との差異はありますか

ほとんど差異はありません

- ②処遇で配慮することがあれば教えてください

言葉がけや、多くの体験をさせることが大切だと思う

- ③措置元乳児院との連絡調整はどのようにされていますか

必要に応じて随時連絡ができるようにしている

3. 児童相談所との連携について

- ①措置変更について事前打診の有無はどうですか

児童相談所との連携は密にやっていると思いますし、事前の打診はもちろんのこと、
乳児院からの打診もあります。

- ②保護者との連絡等の役割分担はどのようにされていますか

基本的には児童相談所を通して行い、都合によって各担当者がそれぞれ連絡を取っ
ている。

③施設訪問についてはどのようにされていますか

用件にあわせて、その都度訪問を受けたり、相談所へ行っている

4. 年齢枠をはずす条件について

①職員の面ではどのようにお考えですか

職員の多様性や力量が要求されると思います。また、勤務体制が大変だろうと考えます。

②施設設備等についてはどうですか

乳児院は県唯一の施設です。その為に、かなり家庭的な問題を抱えた親の子どもの入所が増えていますので、今後の乳・幼児処遇を考慮して、乳児院と児童養護施設をひとつのホームとして設備することを計画しています。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性についてはどのようにお考えでしょうか

5. 他施設からの入所児童の事例で処遇困難事例を1～2お教えてください

乳児院からの措置変更で音楽療法、心理療法、セラピー等で治療継続しています。ほとんどがネグレクト虐待児童です。この為には児童相談所と連携をもち、ともに親の指導も行なっています。

6. 貴施設の特徴的な点があればお教えてください

健全な社会人としての育成を図るため、児童の健康保全を尊重し、その発達に応じて、カトリックの人生観と聖ヨハネ・ボスコの予防教育法をもって、家庭的雰囲気の中で、カリタス（愛）のある施設であるように、明るい雰囲気づくりに努めている。

＜法人34＞

・乳児院

1. 過去3年の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合を教えてください

＜平成10年3月から平成13年2月まで＞

2/15

②保護者や児童に特徴がありましたら教えてください

・2件なのでそれぞれ記載します

case1. 私生児、実母も。他見の施設入所歴有、里帰り時虐待があるかも？

case2. 実母。元園生。両親ともサラ金苦で住所不定。強度のネグレクト。子どもは夜尿と、言語に少々問題有

③平均在所日数は他の児童と比較して長いですか

やはり長いです。

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提となっていますか

前提となっている

⑤引継の方法はどのようにされていますか（同一敷地内児童養護施設との引継、児童相談所との引継について教えてください）

児童養護施設とは、変更が予定される前後半年間を移行期間と称し、相互での生活をさせるようにしている。（段々と、児童養護施設での生活期間を長くする）

児相とも、家庭状況を鑑み、措置変更可否の情報を密にして対処している。

⑥措置変更について保護者への説明方法はどのようにされていますか（どの機関施設が、どの時期に行っていますか）

一応、保護者の意向を聞いた上で、変更が必要ならば児相に連絡し、それ相応の事務手続き等をしていただいている。

2. 他施設に措置変更された児童について

①その理由について、保護者や児童の特徴を含めて教えてください

②引継の方法はどのようにされていますか（該当児童養護施設との引継、児童相談所との引継について教えてください）

③措置変更について保護者への説明方法はどのようにされていますか（どの機関施設が、どの時期に行っていますか）

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無についてはどうですか

3. 一敷地内同児童養護施設に措置変更された場合について

①その後の児童との関係（交流等）について教えてください

たまに、乳児院の方へ遊びに行くことがあるが、余程の事由がない限り認めている。

②その後の保護者との関係について教えてください

担当職員が変更するので（但し移行期間中は、双方の施設より職員が出る）、その折に、様々な事項について連絡している。

③施設・職員間の連携について教えてください

ケース会議（児童養護施設）、カンファレンス（乳児院）には、双方の主任が必ず出席するようにし、子どもの養育について議論させている。

4. 児童相談所との連携について

①措置変更についての事前打診の有無はどうですか

措置変更には児相の判定が必要なので、予め打診している。

②保護者との連絡等の役割分担はどのようにされていますか

負担金が滞納になっている時、施設側に保護者との連絡を依頼されることがある。
措置変更の件については、最終的に児相（措置権）の責任でやってもらっている。

③施設訪問についてはどのようにされていますか

よく児相は、入退所の折だけ、入所児童の保護者と関わると言われていますが。最近、この言葉が当てはまるようになってきましたが、ケース会には児相のケースワーカー、心理判定員に出席してもらうようにしている。

5. 年齢枠をはずす条件について

①職員の面ではどのようにお考えですか

特に問題はないと思います。

②施設設備等についてはどうですか

入所児童に適したものと今は考えている。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性についてはどのようにお考えでしょうか

現段階では考えていない。

6. 他施設へ措置変更なされた事例及び同一法人敷地内児童養護施設へ移行した事例のなかから処遇困難ケースがありましたら、1～2 お教え下さい

それ程、困難と思われるケースはありません。

・児童養護施設

1. 同一敷地内乳児院からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴を教えてください

保護者はどちらかというところ、家庭的に恵まれていなかったケースが殆どで、ご自分もどこかの施設に入所していたことのある方が多い。子どもも、その影響を受けて、愛情を十分に受けていない為に、その反動が大きい。

②退所後の動向について教えてください

その子の能力により様々です。

実親と、生活を共にする子が比較的多いが、入所歴の長い子どもほど溝が深く、難しい傾向がある。（卒園児の声から）

③保護者との関係について教えてください

各担当が、こまめに子どもの情報を連絡している。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差異はありますか

②処遇で配慮することがあれば教えてください

③措置元乳児院との連絡調整はどのようにされていますか

→ 最近、該当者なし

3. 児童相談所との連携について

- ①措置変更について事前打診の有無はどうか
- ②保護者との連絡等の役割分担はどのようにされていますか
- ③施設訪問についてはどのようにされていますか

→ 乳児院調査と同じ

4. 年齢枠をはずす条件について

- ①職員の面ではどのようにお考えですか
- ②施設設備等についてはどうか
- ③ファミリー・ソーシャルワークの可能性についてはどのようにお考えでしょうか

→ 乳児院調査と同じ

5. 他施設からの入所児童の事例で処遇困難事例を1～2お教えてください 特になし

6. 貴施設の特徴的な点があればお教えてください 特にありません

<法人35>

・乳児院

1. 過去3年の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

- ①実数および入所児童との割合を教えてください

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
措置変更児	2	6	1
退所児数	18	17	15
入所児数	21	16	15

②保護者や児童に特徴がありましたら教えてください

入所理由に「受刑」「保護者行方不明」「私生児」「保護者の精神疾患」がみられる

③平均在所日数は他の児童と比較して長いですか

産婦人科からの直接入所も多く、長期化する傾向にある

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提となっていますか

保護者及び児童相談所の意向を踏まえ検討することになる

⑤引継の方法はどのようにされていますか（同一敷地内児童養護施設との引継、児童相談所との引継について教えてください）

- ・児童相談所とは随時情報交換を行なう
- ・児童養護施設とは、「合同保育」として日常の保育の中で養護施設へ通い、一緒に遊んだり入浴や食事を体験している
- ・正式に措置変更が決定すれば、養護施設での生活時間を徐々に長くしたり、ケース伝達等に配慮している

⑥措置変更について保護者への説明方法はどのようにされていますか（どの機関施設が、どの時期に行っていますか）

- ・面接の場を設定し、保護者の意向の確認、施設の意向（児相とは事前協議）を伝え、検討する場合、児相により説明する場合と、ケースによる
- ・措置変更時期は、2歳6ヵ月頃より始める

2. 他施設に措置変更された児童について

①その理由について、保護者や児童の特徴を含めて教えてください。

保護者の居住地に近い児童養護施設を希望される

②引継の方法はどのようにされていますか（該当児童養護施設との引継、児童相談所との引継について教えてください）

1ヵ月～1週間、変更先の施設へ出かけ、環境に慣れるように配慮している

③措置変更について保護者への説明方法はどのようにされていますか（どの機関施設が、どの時期に行っていますか）

併設施設の場合と同様

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無についてはどうですか

- ・年賀状、地域交流行事へのお誘いなどを行なう
- ・やはり、併設施設への措置変更児の方が関わりは深い

3. 同一敷地内児童養護施設に措置変更された場合について

①その後の児童との関係（交流等）について教えてください

乳児院、児童養護施設とも頻繁に関わりあう関係にある

②その後の保護者との関係について教えてください

面会時にあいさつに來られたり、継続して相談を受けることもある

③施設・職員間の連携について教えてください

合同研修会やケース会議をもったり、連携に努めている

4. 児童相談所との連携について

①措置変更についての事前打診の有無はどうですか

日常、連絡がとりやすい関係にあるので、事前打診は必ず行なっている

②保護者との連絡等の役割分担はどのようにされていますか

ケース内容や保護者との関係にもよるが、施設と児相それぞれが行なうことが多い

③施設訪問についてはどのようにされていますか

- ・ 年一回、連絡調整会議を実施
- ・ 入所時のケースワーカー付添い

5. 年齢枠をはずす条件について

①職員の面ではどのようにお考えですか

職員数の配置基準の変更、増員は必要

②施設設備等についてはどうですか

就学前までとしてみれば、トイレ・洗面所等、ひとりでやってみることのできるスペースが必要

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性についてはどのようにお考えでしょうか

必要ですが、名前だけで実際の資質がともなわなければ難しい

6. 他施設へ措置変更なされた事例及び同一法人敷地内児童養護施設へ移行した事例のなかから処遇困難ケースがありましたら、1～2お教え下さい

父子家庭で入所。小学校入学を目途に引取りとしていたが、施設を利用しながらの生活に父親の方が安定してしまい、引取りへの意欲が欠けてきた。

<法人36>

・乳児院

1. 過去3年の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合を教えてください

13年2月1日現在で11人

②保護者や児童に特徴がありましたら教えてください

ありません

③平均在所日数は他の児童と比較して長いですか

長くありません

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提となっていますか

なっておりません。むしろ乳児院が多くなって、2歳少し前に移行した例があります。

⑤引継の方法はどのようにされていますか（同一敷地内児童養護施設との引継、児童相談所との引継について教えてください）

同一でなくても、慣らしに遊びに行ってから移行します（県内全部）。養護と同じ様式用紙に必要事項記入。

⑥措置変更について保護者への説明方法はどのようにされていますか（どの機関施設が、どの時期に行っていますか）

・面会回数の多い保護者であれば、2～3ヶ月前に話し合います。しかし、入所のときに2歳までのところずっと伝えていきます。

・面会がない保護者には、児童相談所に動いてもらいます。

2. 他施設に措置変更された児童について

①その理由について、保護者や児童の特徴を含めて教えてください。

兄弟がいるから、等の理由で、保護者の住所に近い施設に行きます。他の理由はありません。

②引継の方法はどのようにされていますか（該当児童養護施設との引継、児童相談所との引継について教えてください）

(1)養護施設に前もって書類は出しません。移行当日、県内養護と同じ様式に記入して持っていきます（必要と思うものはコピー）。

(2)児童相談所の担当者が移行日に同行しています。引継というより、乳児院より意見書をもって提出します。

③措置変更について保護者への説明方法はどのようにされていますか（どの機関施設が、どの時期に行っていますか）

他施設を決定前に見に行った例もありますが、ほとんど保護者の住所の近くへ移行されることを望みます（今よりもっと多く面会に行かれるから、と言います）。2歳になる前の2～3ヵ月前に保護者に担当や主任、園長などが保護者の希望を聞いています。

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無についてはどうですか

移行後に保護者と親しくしている例はほとんどありませんが、児童養護施設の許可があれば、担当者だった乳児院の職員と一緒に外出しているようです（自由意志で）。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置変更された場合について

①その後の児童との関係（交流等）について教えてください

・庭で遊んでいるので、いつでも見えています。

・夕涼会に招待しています。

・他施設へ移行しても、乳児院のその子の担当職員が外出に行く場合もあります。

②その後の保護者との関係について教えてください

計画的なことは何もありませんが、顔を出してくれたときは迎えています。